

入 札 説 明 書

神奈川県立鶴見支援学校 マイクロバス運行業務委託（１コース）

（令和８年９月１日付け公告分）

神奈川県立鶴見支援学校

この入札説明書は、本入札に係る公告、及び次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものです。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）
- (4) 神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）
- (5) 神奈川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年神奈川県規則第134号）
- (6) 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）

このほか入札に係る詳細な手続等については、「工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領」によることとします。

※ 工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領URL

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bc2/cnt/f100567/index.html>

1 調達内容

- (1) 件名
神奈川県立鶴見支援学校マイクロバス運行業務委託（1コース）
- (2) 業務内容、契約の条件等
神奈川県立鶴見支援学校マイクロバス運行業務の委託（1コース）
入札説明書、仕様書及び契約書（案）によります。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和14年3月31日まで
- (4) 履行場所
神奈川県立鶴見支援学校が指定する運行経路 仕様書によります。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しないものであること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「運搬・保管の請負」に登載されている者で、「A」又は

「B」の等級に区分されているものであること。

- (3) 神奈川県 の 指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 仕様書に示す業務を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局指導課入札制度グループ（神奈川県庁本庁舎 1 階 電話（045）210－6721）

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局指導課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号231－8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

令和 8 年 9 月 28 日（月）午後 5 時

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札に関する事務を担当する所属

郵便番号 230－0071

所在地 神奈川県横浜市鶴見区駒岡 4－40－1

機関名 神奈川県立鶴見支援学校 担当：生野 満里絵

電話番号（045）573－4787

4 競争参加資格確認申請書

入札参加希望者は、参加申請書受付締切日時までに、かながわ電子入札共同システム、郵送又は持参により 3 の所属あてに提出してください（期限厳守）。

5 入札日程

- (1) 参加申請書受付締切日時

令和 8 年 9 月 28 日（月）午後 5 時

- (2) 質問受付期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）午前 8 時30分～同月28日（月）午後 8 時

(3) 競争参加資格確認通知書発行日時

令和 8 年10月 7 日（水）午後 8 時まで通知します。

(4) 入札書提出期間

令和 8 年10月13日（火）午前 8 時30分～同月15日（木）午後 5 時（必着）

(5) 開札予定日時

令和 8 年10月16日（金）午前10時

※開札時間は多少前後する可能性があります。ご了承下さい。

6 郵便及び持参による場合の入札書等の提出方法及び場所

郵便又は持参により入札書又は辞退届を提出する場合は、記載例に沿った形で入札書又は辞退届を作成し封筒に入れ密封し、その封書の表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 8 年10月16日開札、神奈川県立鶴見支援学校マイクロバス運行業務委託（1 コース）の入札書（又は辞退届）在中」と朱書きし、入札書提出締切日時までに到達するよう、3 の所属あてに提出してください。郵便の場合は書留郵便等の郵便追跡サービスに対応している方法で提出してください。

郵便又は持参により紙入札書を提出する場合は、かながわ電子入札共同システムにより入札書を提出することはできません。紙入札書と電子入札書の両方を提出した場合、どちらの入札書も無効扱いとなるので注意してください。

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 調達に関し要した費用

入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担していただきます。

(4) 入札書等の記載及び提出に関する注意事項

ア 入札書には契約総期間に係る総金額を記入してください。なお、入札参加者は、「神奈川県立鶴見支援学校マイクロバス運行業務委託（1 コース）仕様書 6 委託契約に含まれる費用等」に記載された経費について入札金額を見積もってください。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を入札金額として入力

(紙により入札書を提出する場合は記載)してください。見積もりにあたっては物価上昇や賃上げの状況を踏まえ積算すること。

なお、入札金額の100分の110に相当する金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとしします。

ウ 入札参加者は、入札説明書並びに別紙仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下、「仕様書等」という。）をよく読んだ上で、入札してください。入札説明書及び仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができます。

ただし、入札説明書及び仕様書等についての不知または不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできません。

エ 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。

オ 2の(2)の名簿に登載されていない者であって、競争入札参加資格申請を提出した者が、競争入札の参加者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該申請者に係る資格審査が開札日時までに終了しなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としません。

カ 入札の回数は原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、2回目の入札（再入札）を行います。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再入札に参加できません。

(5) 入札を辞退する場合

入札を辞退する場合は、辞退届を5の(4)の入札書提出期間中にかながわ電子入札共同システム、郵送、持参のいずれかの方法で3の所属に提出してください。辞退届の提出がない場合は未提出として取扱います。

(6) 入札の無効

入札において次に該当するものは、これを無効とします。

ア 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者が提出したもの

イ ICカードに登録された名義人に変更が生じているにもかかわらず、変更手続きをしないまま入札に参加してしまった場合

ウ 他人名義のICカードを不正に取得し使用して行ったもの

エ かながわ電子入札共同システムの不正利用をしたもの

オ 入札説明書及び仕様書等に示す入札条件に違反した入札書

カ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合

キ 紙入札において、次に掲げる不備があった場合

(ア) 入札者等の記名がないもの

- (イ) 金額を訂正したものあるいは金額の記載が不鮮明なもの
- (ウ) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
- (エ) 入札通知に示した案件名の記載がないもの
- (オ) その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
- (カ) 入札書の真正性が確認できないもの
- (キ) 受領期限までに到達しなかった入札書

ク 2通以上提出された入札書

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 案件についての質問及び回答

ア 仕様等について質問等がある場合は、質問受付期間内に、書面又はかながわ電子入札共同システムの説明要求機能により行ってください。なお、質問文面本文に、社名、質問者名及び連絡先等を記さないでください。

イ 質問に対する回答は、令和8年10月7日午後8時までに、かながわ電子入札共同システムに随時掲載するほか、3の所属において文書により閲覧に供します。

（3の所属における閲覧期間は、質問回答書の掲載日から入札締切日までの期間中の平日。午前9時～正午及び午後1時～午後5時に閲覧すること。）なお、再質問は認められません。

ウ 質問受付期間内は仕様に関する質問を受け付け、質問及びこれへの回答は仕様の一部とするので、入札参加者は入札前に必ず質問等の有無及びその内容を確認したうえで入札してください。

(8) 苦情申立て

この入札における競争入札参加資格の確認その他の手続に関しては、政府調達に係る苦情の処理手続により、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会（連絡先：神奈川県会計局指導課入札制度グループ 電話番号(045)210-6721）に対して苦情を申し立てることができます。

(9) 落札者の決定方法等

ア 入札書を提出した者のうち、神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。なお、このくじ引きを辞退することはできません。

ウ 落札者は、速やかに契約を締結しないときは当該契約の相手方となる資格を失う場合があります。

(10) 内訳書の提出

落札者は速やかに内訳書を3の所属あてに提出してください。

(11) 契約書の作成

ア 本契約は、契約担当者及び契約の相手方双方の記名押印による書面契約により契約を行うこととします。

イ 契約書は、契約書（案）を基に作成し、2通作成したうえで各自その1通を保持するものとします。

ウ 契約条項

別紙契約書（案）のとおり

(12) 業者調査への協力

本入札を落札し契約する場合には、県が予算執行の適正を期するために行う、契約の処理状況に関する調査への協力に、あらかじめ同意していただきます。

(13) 暴力団等排除に係る解除等

本入札を落札し契約する場合には、県が「神奈川県暴力団排除条例」に基づき県の契約から暴力団員等を排除する事項に、あらかじめ同意していただきます。

(14) その他必要な事項

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはなりません。また、公正に入札を執行できないと認められるとき又はそのおそれがあるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

イ 落札者が、契約の締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は神奈川県指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止処分を受けた場合は、契約を締結しません。

ウ 契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を変更又は解除することがあります。

エ この契約に関し、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会から契約締結又は契約執行の停止を受けたときは、契約締結又は契約の執行を停止する場合があります。

(15) かながわ電子入札共同システムの操作に関する問合せ先

コールセンター（平日 午前9時～午後5時）

フリーコール （0120）921-182